

# 令和 8 年度多古町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 4 月 1 日制定

## 1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定により、障害者就労施設等で就労する障害者及び在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、多古町（以下、「町」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

## 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 対象とする物品等

町が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、除草作業、清掃作業その他障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針において調達の対象とする障害者就労施設等とは、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく次の事業所等
  - ア 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設であって、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うもの
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定に基づき、国又は地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する政令で定める事業所のうち次に掲げるもの
  - ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社をいう。）の事業所
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所をいう。）
- (4) 障害者優先調達推進法第 2 条第 3 項に規定する在宅就業障害者
- (5) 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する在宅就業支援団体

## 5 物品等の調達目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

## 6 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次の取組を行う。

### (1) 調達に必要な情報の提供

- ア 障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報収集を行い、各課がその情報を共有できるよう努める。
- イ 障害者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障害者就労施設等に随時情報を提供する。

### (2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組への支援に努める。

### (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当っては、適正な価格、機能及び品質を確保するとともに、次の観点について配慮することとする。

- ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
- ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。
- エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

### (4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針は、町ホームページ等により、公表するものとする。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめた上で町ホームページ等により、公表するものとする。

## 8 調達方針の担当部署

本方針の担当部署は、財政課とする。